

多治見市屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正について、市民の皆様のご意見を募集します

《改正趣旨》

多治見市では、屋外広告法に基づき多治見市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観形成、風致の維持、公衆への危害防止に努めています。近年老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。このため、屋外広告物の管理が適正になされるよう規制を強化し市民の安全確保を図ります。

ポイント① 《屋外広告物の管理について》

(1) 管理義務の厳格化

屋外広告物の落下・倒壊による事故の発生を防ぐため、全ての屋外広告物について広告物の所有者等は必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

現行	改正後
努力義務	義務

(2) 管理義務のある者の追加

屋外広告物を適正に管理していただくため、管理義務のある者に所有者と占有者を追加します。

現行	改正後
表示者・設置者・管理者	表示者・設置者・管理者・所有者・占有者

ポイント③ 《除却義務の対象者の拡大について》

今回の改正で全ての屋外広告物に対して管理義務が課されることに伴い、許可を要しないものを含めた全ての屋外広告物に対し除却義務が課されます。

現行	改正後
許可を受けている屋外広告物	全ての屋外広告物

《その他》

公示はホームページで掲載します。

ポイント② 《屋外広告物の安全点検について》

(1) 点検義務の規定

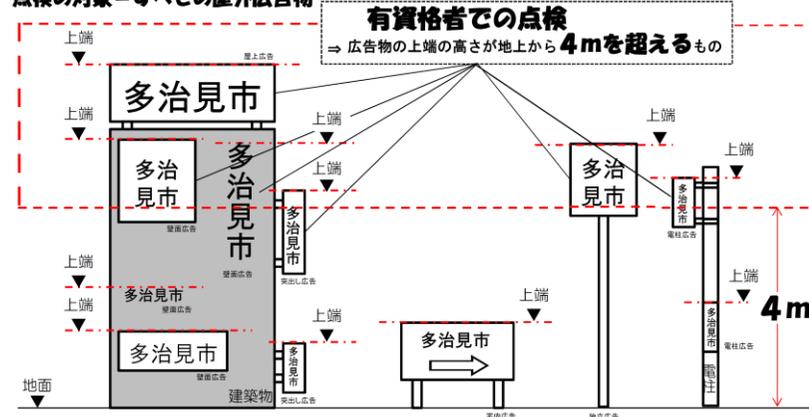
はり紙などを除く全ての広告物について、管理者等が安全点検を実施しなければなりません。

現行	改正後
更新許可時の屋外広告物	全ての屋外広告物

(2) 有資格者点検の実施

広告物の上端の高さが地面から4メートルを超える広告物等は**有資格者**での点検とします。

点検の対象=すべての屋外広告物



有資格者での点検

⇒ 広告物の上端の高さが地上から4mを超えるもの

【資格者の種類】

- 屋外広告物士
- 屋外広告物点検技能講習修了者
- 「広告美術仕上げに係る」技能検定 合格者1級
- 建築士1・2級

(3) 点検報告書の提出の規定

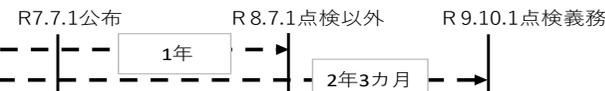
許可又は更新の際の点検結果の報告義務の規定を追加します。また、より詳細な点検内容とするため点検報告書の様式を変更します。

今後のスケジュール

令和7年2月	パブリック・コメント実施
令和7年7月	公布

経過措置

令和8年7月	施行(有資格者点検を除く規定)
令和9年10月	施行(有資格者点検の実施)



【問い合わせ先】

担当: 多治見市都市政策課
都市計画・風景グループ
連絡先: 0572-22-1321